

## 身体、知的、精神に障がいのある方の経済的な負担を軽くするために 身体障がい者等に対する軽自動車の減免について

**対象** 次の①～③全てに該当する方（身体障がい者等1人につき1台）

- ①身体障がい者等本人、または生計を一にする方が所有する軽自動車（自家用）であること
- ②身体障がい者等本人、または生計を一にする方が専ら障がい者のために運転していること（世帯全員が身体障がい者等の場合は、常時介護する方が運転していること）
- ③障がいの程度が下表1または2のいずれかにあてはまること

※車が身体障がい者等のための特殊構造で、専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車も減免対象となります。

※自動車税（県税）の減免を受けた方は対象外となります（軽自動車税で減免を受けた方は、自動車税が対象外となります）。

**申請方法** 軽自動車税納税通知書（5月上旬送達）が届いたら、5月24日（月）までに税務課窓口で申込み

※申請は毎年行う必要があります。

- 持ち物**
- 納税通知書 ○障害者（または戦傷病者）手帳等
  - 運転者の運転免許証 ○印鑑
  - 納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（代理人が申請する場合はコピーでも可）

※精神障害者保健福祉手帳を持参する方は、自立支援医療受給者証も持参してください。

### 1. 身体障がい・戦傷病

障がい区分	減免の級別（障がいの程度）	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳（身体障害者手帳の交付がない場合）
視覚	1級～3級、4級の1	特別項症～第4項症
聴覚	2級、3級	
平衡機能	3級	
音声機能または言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る）	特別項症～第2項症（こう頭が摘出された場合に限る）
上肢	1級、2級	特別項症～第3項症
下肢	1級～6級	特別項症～第6項症、第1款症～第3款症
体幹	1級～3級、5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	上肢	1級、2級
	移動	1級～6級
心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能	1級、3級	特別項症～第3項症
ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級	
肝臓機能		特別項症～第3項症

### 2. 知的障がい・精神障がい

知的障がい	療育手帳④・A
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級（自立支援医療費受給者証等により、通院の事実が確認できる場合に限る）

※半身不随のような合併症の場合は、障がい区分ごとに判断します。例えば障がい名が「左上下肢機能の身体障害6級」であっても、これを個別に判断すると上肢7級・下肢7級となる場合は減免対象外となります。

☎税務課 課税担当  
☎内線134・135

## 3町で消費生活センターが週5日開設になりました

消費生活センターでは、令和3年度から新たに毛呂山町で月曜日の受付が始まり、越生町・毛呂山町・鳩山町の3町で週5日の開設になりました。

消費生活センターは、3町いずれかの在住または在勤者であれば、相互利用が可能です。事業者とのトラブル等は消費生活センターへご相談ください。

### 越生町・毛呂山町・鳩山町 消費生活センター連絡先

消費生活センター	相談日	受付時間	住所・問い合わせ先
越生町	水曜日	午前10時～正午	越生町大字越生900番地2 越生町役場産業観光課 049-292-3121（内線147）
	金曜日		
毛呂山町	月曜日	午前10時～正午 午後1時～3時	毛呂山町中央2丁目1番地 毛呂山町役場産業振興課 049-295-2112
	火曜日		
鳩山町	木曜日	午前10時～正午 午後1時～3時	鳩山町大字大豆戸184番地16 鳩山町役場産業環境課 049-296-1211

※お電話で「188」を掛けていただくと、最寄りの相談窓口へ繋がります。  
（音声ガイダンスが流れますので、郵便番号を入力してください。）

☎産業観光課 観光商工担当 ☎内線147

## 自動車税（普通車）の身体障がい者等減免の申請期間が延長されます

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、自動車税（普通車）については令和3年度に限り、7月30日（金）まで身体障がい者等減免の申請期間が延長されます。

**対象** 令和3年5月に自動車税（種別割）納税通知書が届いた方で障がい者減免の要件に該当する方。身体障害者手帳等をお持ちの方が使用する自動車（個人名義の自家用自動車）の減免申請に限ります。

※6月1日（火）以降の申請については、納期限までに納付がない場合、督促状等が送付されることがあります。

※令和3年度税制改正により、減免申請手続きでの押印は不要となりました。

☎埼玉県総務部 自動車税事務所 ☎048-658-0227

**遺言・相続 成年後見・終活** など

お困りごとはありませんか？  
地域密着型、福祉と法律の専門家がご相談を承ります。お気軽にご連絡ください！

相談無料

主な対応地域：越生町 毛呂山町 鳩山町 坂戸市 鶴ヶ島市 川越市

社会福祉士 行政書士  
山口 翔多

あなたの身近な法律パートナー  
行政書士事務所はばたき

☎049-202-2681  
【受付時間】9:00～20:00 日曜休

**ガラス修理**

断熱・防音・ガラス・サッシ  
創業45年の実績と信頼

石井ガラス工業  
TEL:292-4451 越生992-2

